

上山市議会会議録

第523回定例会

本会議最終日

(令和4年6月21日)

令和4年6月21日（火曜日） 午前10時 開議

議事日程第3号

令和4年6月21日（火曜日）午前10時 開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第31号 上山市議会議員及び上山市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議第32号 上山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第33号 上山市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第 4 議第34号 上山市上下水道事業経営審議会条例の制定について
- 日程第 5 請願第3号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する件

（予算特別委員長報告）

- 日程第 6 議第30号 令和4年度上山市一般会計補正予算（第3号）

（閉会中継続審査申出）

- 日程第 7 請願第1号の継続審査の申し出について
- 日程第 8 請願第2号の継続審査の申し出について

（追加議案）

- 日程第 9 議会案第2号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について

（閉会中継続調査申出）

- 日程第10 常任委員会（総務文教、産業厚生）及び議会運営委員会の所管事務の調査について
（閉 会）

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

出席議員氏名

出席議員（15人）

1番	長澤	長右衛門	議員	2番	石山	正明	議員
3番	佐藤	光義	議員	4番	守岡	等	議員
5番	高橋	要市	議員	6番	棚井	裕一	議員
7番	谷江	正照	議員	8番	尾形	みち子	議員
9番	川口	豊	議員	10番	中川	とみ子	議員
11番	神保	光一	議員	12番	枝松	直樹	議員
13番	川崎	朋巳	議員	14番	高橋	義明	議員
15番	大沢	芳朋	議員				

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

横戸	長兵衛	市長	山本	幸靖	副市長
尾形	俊幸	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局長	富士	英樹	市政戦略課長
鈴木	英夫	財政課長	前田	豊孝	税務課長
佐藤	毅	市民生活課長	鈴木	直美	健康推進課長
鏡	裕一	福祉課長	大澤	泰雄	子ども子育て課長
木村	昌光	商工課長	安田	紀之	観光・ブランド 推進課長
漆山	徹	農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局長	横戸	利平	建設課長
須貝	信亮	上下水道課長	武田	浩	会計管理者 (兼)会計課長
黒田	彰久	消防長	横戸	隆	教育委員会 教育長
土屋	光博	教育委員会 管理課長	塚原	洋樹	教育委員会 学校教育課長

高橋秀典	教育委員会 生涯学習課長	舟越信弘	教育委員会 スポーツ振興課長
板垣郁子	選挙管理委員会 委員長	木村辰也	農業委員会 会長職務代行者
大和啓	監査委員	鈴木淳子	監査委員 局長

事務局職員出席者

金沢直之	事務局長	鈴木淳一	副主幹
伊藤寛人	主査	齋藤理恵	主任

開 議

○長澤長右衛門議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第3号によって進めます。

初めに、本日の議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長高橋義明議員。

〔高橋義明議会運営委員長 登壇〕

○高橋義明議会運営委員長 おはようございます。

去る6月17日、議会運営委員会を開き、本日の議事日程第3号について協議いたしました。その結果について御報告申し上げます。

初めに、付託事件の審査結果について、総務文教及び産業厚生常任委員長、続いて予算特別委員長の順に報告を願い、それぞれ議決することにいたしました。

次に、請願2件について、所管の常任委員長

から閉会中の継続審査の申出があるため、これを議決することにいたしました。

次に、追加議案であります。議会案1件について、提案理由の説明の後、委員会付託をしないで議決することにいたしました。

最後に、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のある来年5月14日までの閉会中の事務調査について議決することにいたし、今期定例会を閉会することにいたしました。

議事日程の詳細は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。以上で報告を終わります。

○長澤長右衛門議長 お諮りいたします。

本日の議事運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第 1 議第 3 1 号 上山市議会
議員及び上山市長の選挙
における選挙運動に要す
る費用の公費負担に関す
る条例の一部を改正する
条例の制定について外 2
件

(総務文教常任委員長報告)

○長澤長右衛門議長 日程第 1、議第 3 1 号から日程第 3、議第 3 3 号までの計 3 件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長棚井裕一議員。

[棚井裕一総務文教常任委員長 登壇]

○棚井裕一総務文教常任委員長 今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案 3 件について、審査いたしました経過並びに結果について御報告を申し上げます。

最初に、議第 3 1 号上山市議会議員及び上山市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、3 年に 1 度の参議院議員通常選挙の年の基準額の見直しに伴い、物価の変動を踏まえて、国政選挙における選挙運動に関し、公費負担とする経費の限度額が引き上げられたことから、本市においても国に準じ、自動車の借入契約により選挙運動用自動車を使用した場合の 1 日当たりの限度額を 1 万 5, 8 0 0 円か

ら 1 万 6, 1 0 0 円に、燃料供給契約により選挙運動用自動車に供給した燃料の代金単価の限度額を 1 日当たり 7, 5 6 0 円から 7, 7 0 0 円に、選挙運動用ビラ 1 枚作成単価の限度額を 7 円 5 1 銭から 7 円 7 3 銭に、選挙運動用ポスターの 1 枚単価の限度額は、単価に掲示場数を乗じて得た額に加算額を加え、それを掲示場数で除して得た額であります。その単価を 5 2 5 円 6 銭から 5 4 1 円 3 1 銭に、加算額を 3 1 万 5 0 0 円から 3 1 万 6, 2 5 0 円にそれぞれ引き上げるもので、公布の日から施行するものであります。

また、経過措置として、この条例の改正規定は、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までに告示された選挙については、なお従前の例によるとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 3 2 号上山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、国家公務員の育児休業等に関する法律が委任する人事院規則の一部改正等に準じ、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、非常勤職員に関する育児休業及び職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を行うもので、非常勤職員の育児休業については、週の勤務日数が 3 日未満など、育児休業をすることができない職員を追加し、育児休業の期間を、養育する事情に応じて 1 歳到達日から 2 歳到達日と定めるほか、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整及び育児休業をしている職員の期末手当等の支給の規定については、会計年度任用職員を対象外とするも

のであります。さらに、部分休業をすることができない短時間勤務職員を追加し、部分休業の承認の時間を最長2時間と規定するほか、条文の整理を行うものであります。

また、任命権者は、妊娠または出産等についての申出があった場合は、育児休業に関する制度等を知らせるとともに、育児休業に係る意向を確認するための面談等を行い、その申出を理由として当該職員が不利益な取扱いを受けないようにする旨を定めるとともに、育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう、研修の実施、相談体制の整備など、育児休業に係る勤務環境の整備の措置を講じなければならないと定めるもので、公布の日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第33号上山市市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、納税証明書の交付手数料、市民税の申告、固定資産税の特例等に関する改正であります。納税証明書の交付手数料については、法改正により、DV被害者等の証明書は、住所に代わる事項を記載した証明書を交付できると規定されたことから、その証明書も交付手数料の対象に含めるとするものであります。

個人市民税については、これまで上場株式等の配当や譲渡所得等は、所得税と個人住民税の課税方式をそれぞれ選択できましたが、令和5年の所得申告から、確定申告書への記載のみで課税する方式に統一されるものであります。

また、公的年金等の受給者の市民税の申告については、配偶者特別控除に該当しない者の規定に、前年の合計所得が95万円以下の配偶者

を追加するものであります。

さらに、扶養親族申告書の記載事項において、給与所得者については、退職手当等の所得を有する配偶者や扶養親族等についても記載するものとし、公的年金等の受給者については、特定配偶者と退職手当等を有する16歳超の扶養親族の記載を追加するものであります。

個人市民税の住宅ローン控除については、住宅ローン控除を適用する入居期限を令和7年12月31日までの4年間延長し、控除期間を令和20年度まで5年間延長するものであります。

このほか、所得税の申告方式の改正に伴い、外国居住者等及び日本に居住している外国人が得た利子及び配当等に係る申告方式の規定を整理するものであります。

固定資産税の減額については、一般住宅において省エネ改修をした場合の対象が拡充されたことに伴い、熱損失防止改修住宅から熱損失防止改修等住宅に、特定熱損失防止改修住宅から特定熱損失防止改修等住宅にそれぞれ改正し、また、下水道処理施設の減税割合を4分の3から5分の4に改めるほか、土地の固定資産税及び都市計画税の負担調整措置として、令和4年度に限り、地価が一定以上に上昇した商業地等の税額の上昇幅を現行の5%から、評価額の2.5%を上限とする特例措置を講ずるものであります。

このほか、引用条項等の改正及び条項等文言の削除や整理を行うもので、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。扶養親族等申告書の記載事項の変更や住宅ローン控除について規定した改正については令和5年1月1日、確定申告の方法等の変更に伴う個人住民税の申告の変更について規定した改正については、令和6年1月1日に施行す

るものであります。

納税証明書の交付手数料に関する規定については、根拠となる民法等の一部を改正する法律における不動産登記法の一部についての施行日を定める政令が未制定のため、その政令に合わせるための規定とするものであり、納税証明書に関する経過措置として、その施行日以後の証明書に適用するものであります。

市民税に関する経過措置についてであります。給与所得者及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の規定については、施行日の令和5年1月1日以後の給与と公的年金等に適用し、施行日前については、なお従前の例によるものであります。

確定申告の方法等の変更に伴う個人市民税の申告の変更に関する規定については、令和6年度以後の年度分の個人市民税について適用し、令和5年度分までの個人市民税については、なお従前の例によるものであります。

固定資産税に関する経過措置についてであります。別段の定めがあるものを除き、固定資産税に関する規定については、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものであります。

また、令和2年4月1日から令和4年3月31日の間に取得した下水道処理施設の減免については、なお従前の例によるものとします。

都市計画税に関する経過措置についてであります。都市計画税に関する規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるものとする説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○長澤長右衛門議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

総務文教常任委員長報告の議案3件は原案可決であります。総務文教常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

日程第4 議第34号 上山市上下水道事業経営審議会条例の制定について外1件  
(産業厚生常任委員長報告)

○長澤長右衛門議長 日程第4、議第34号及び日程第5、請願第3号の計2件を一括議題といたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤光義議員。

〔佐藤光義産業厚生常任委員長 登壇〕

○佐藤光義産業厚生常任委員長 今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案1件及び請願1件について、審査いたしました経過並びに結果について御報告を申し上げます。

議第34号上山市上下水道事業経営審議会条例の制定について申し上げます。

本件は、上下水道事業の経営全般を審議する諮問機関を設置するため提案されたものであります。

その内容は、上下水道課が所管する水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業の円滑な事業運営を図るため、学識経験者・公共的団体等・利用者の中から市長の委嘱を受けた15人以内の委員で組織する審議会を設置し、市長の諮問に応じ、上下水道課が所管する事業全般の経営に関する事項を調査審議することを定めるものであります。このほか、委員の任期、審議会の役職などを定め、公布の日から施行するとともに、従前の上山市水道事業経営審議会条例を廃止するとの説明でありました。

委員会では、料金の改定も諮問の対象となるかただしたところ、経営状況により料金の改定も諮ることになるが、先に全体の健全経営を進めていくべきものであるとの答弁を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する件について、御報告申し上げます。

本請願は、国から示された令和4年度における水田活用の直接支払交付金の見直しにより、今後5年間に1度も水張りを行わない水田が交付対象から除外されることや多年生作物への交付金が削減されるなど、現場では大きな混乱が生じていることや、今後、耕作放棄地や離農者の増加が懸念されるため、現場の課題を十分に検証した上で、水田活用の運用の見直しや生産の維持・拡大に向けた支援の拡充など、適切かつ万全の対策を講ずるよう、令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書を

政府及び関係機関に提出願いたいとして、山形市旅籠町一丁目12番35号、山形農業協同組合代表理事組合長外1名から提出されたものであります。

委員会では、慎重に審査を行ったところ、このたびの直接支払交付金の見直しによって大きな影響を受けるのは、比較的生産性の低い利用がなされている水田であり、支援の縮小により経営をより圧迫することになるとの意見や、交付対象水田でソバの栽培を行っている営農者にも大きな影響を及ぼし、地元産のそば粉の供給の減少を招くことが懸念されるなどの意見が出され、営農の継続に本交付金の果たす役割は大きく、農業も基幹産業である本市においては、今後の農業経営に深刻な影響を与えかねないと考えられることから、請願第3号は願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○長澤長右衛門議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

産業厚生常任委員長報告の議案1件は原案可決、請願1件は採択であります。産業厚生常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

**日程第6 議第30号 令和4年度
上山市一般会計補正予算
(第3号)**
(予算特別委員長報告)

○長澤長右衛門議長 日程第6、議第30号を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長中川とみ子議員。

〔中川とみ子予算特別委員長 登壇〕

○中川とみ子予算特別委員長 今期定例会において、予算特別委員会に付託されました予算関係議案1件について、審査いたしました結果について御報告申し上げます。

なお、全議員で構成する予算特別委員会でありますので、ここで再び審査の状況、経過等について詳細に述べることを省略させていただき、後日、委員会記録により御承知いただきたいと存じます。

議第30号令和4年度上山市一般会計補正予算(第3号)につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費など、早急に予算措置を必要とするものについて補正したもので、歳入歳出それぞれ1,650万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ168億4,150万円とする補正であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○長澤長右衛門議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

予算特別委員長報告の議案1件は原案可決であります。予算特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

**日程第7 請願第1号の継続審査の  
申し出について外1件**  
(閉会中継続審査申出)

○長澤長右衛門議長 日程第7、請願第1号の継続審査の申し出について及び日程第8、請願第2号の継続審査の申し出についての計2件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました請願2件は、所管常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり継続審査の申出があります。

よって、お諮りいたします。

所管常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、所管常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

**日程第9 議会案第2号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について**  
(追加議案)

○長澤長右衛門議長 日程第9、議会案第2号令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業厚生常任委員長佐藤光義議員。

[佐藤光義産業厚生常任委員長 登壇]

○佐藤光義産業厚生常任委員長 議会案第2号令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

国から令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しが示されておりますが、補助金の交付対象水田の要件などが現場の実態と大きく異なり、大きな混乱が生じているばかりでなく、今後の耕作放棄地や離農者の増加などが懸念されております。

今後5年間に1度も水張りを行わない水田を交付対象から除外することは、これまでの産地の取組や地域実態等を踏まえ、その運用を見直すとともに、関連施策の拡充を図るべきであること、また、交付対象水田を畑地化し土地利用型の営農形態とした場合でも、生産者の所得が減少することなく生産活動に取り組めるよう、畑作物の再生産に必要な措置を講ずるべきであること、多年生作物(牧草)への交付金の削減は、賃借料や土地改良、水利費の負担が重くなることに加え、輸入乾牧草の価格高騰が続いていることを踏まえ、牧草の生産維持・拡大に向

けた支援策を講ずるべきであることなど、農業も基幹産業である本市において、営農の継続に本交付金の果たす役割は大きく、支援の縮小は農業経営を圧迫することになりかねないことから、令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書を提出するものであります。

なお、意見書の案文につきましては、議員各位のお手元に配付しておりますので、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○長澤長右衛門議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議会案第2号令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

日程第10 常任委員会(総務文教、産業厚生)及び議会運営委員会の所管事務の調査について

(閉会中継続調査申出)

○長澤長右衛門議長 日程第10、常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の調査についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました件は、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中における事務の調査について申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の事務の調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中における事務の調査とすることに決しました。

最後にお諮りいたします。

今期定例会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~

## 閉 会

○長澤長右衛門議長 以上で今期定例会の日程の全部を終了いたしました。

これをもって第523回定例会を閉会いたします。

午前10時30分 閉 会

議 長 長澤 長右衛門

会議録署名議員 尾 形 みち子

同 上 高 橋 義 明

同 上 神 保 光 一

